

令和5年度 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 ウ 一般事業実施に係る留意事項

要綱別表の第1欄に定める事業区分のうちウ一般事業の実施については、要綱及び令和5年度地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施に係る留意事項（共通部分）とともに、次の事項に留意してください。

第1 助成対象事業

要綱別表の第1欄に定める事業区分ウ一般事業とは、次に掲げる要素を含む（一つ又は複数）ものをいいます。

- (1) 集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造
- (2) 子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり
- (3) 食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり
- (4) その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組

第2 助成対象経費

- 1 原則として、委託料、備品購入費及び工事請負費の合計額が助成申請額の3分の2を超えないこととします（事業実施主体が市町村等・地域団体等の場合共通）。
- 2 原則として、委託料、備品購入費又は工事請負費のいずれかの額が助成申請額の2分の1を超えないこととします（事業実施主体が市町村等・地域団体等の場合共通）。

第3 その他の留意事項

- 1 助成事業の採択に当たっては、他に見られない先駆的・独創的かつ継続性・発展性のある事業及び新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたnew normalに対応し、新たな価値を創造すると考えられる事業を優先し、全体事業費に対して委託料の割合が高い事業については、事業内容によっては優先順位を低くするものとします。
- 2 事業については、申請時点の対処方針等に示された要請内容や開催規模等を踏まえたものとしてください。なお、新型コロナウイルス感染症に起因する事業の変更は、対処方針等が変更された場合のみ認める方針であることに留意してください。